# パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



# パートナーシップの宣誓をお考えの皆様へ

浜松市は、一人一人が持つ特性の違いや性の多様性を認め合い、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を目指しています。

この理念のもと、二人がお互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した関係であることを市に対して宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公的に証明する「浜松市パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

この制度は法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーとしての思いを尊重し、浜松市として応援するものです。

パートナーシップ宣誓制度の導入により、性の多様性の理解を 広め、人の生きづらさや偏見、差別等を解消し、誰もが自分らし く生きることができる社会の実現を目指します。

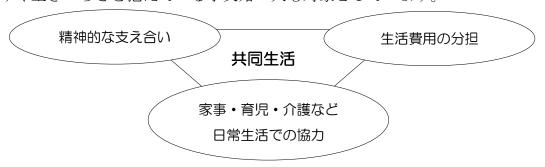
# 目 次

I パートナーシップとは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.1
<ul><li> 宣誓をするには</li><li>1. 宣誓することができる人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	P.1 P.3
<ul><li>□ 宣誓した後について</li><li>1. 宣誓書受領証等を紛失・汚損した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	P.7 P.7 P.7
Ⅳ よくある質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.8
(参考)浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	P.11

# I パートナーシップとは

浜松市におけるパートナーシップの定義は、**互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した二人の関係**としています。※同居していなくても対象となります。

浜松市のパートナーシップ宣誓制度では、性的マイノリティの人に限らず、様々な事情により、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度を利用できず(又は利用せず)、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の人も対象としています。



# Ⅱ 宣誓をするには

#### 1. 宣誓することができる人

次の要件のすべてを満たす必要があります。

- ・成年に達していること(満18歳以上の人)
- 少なくともどちらか1人が浜松市民であること(転入予定を含む)
- 配偶者がいないこと
- 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ・宣誓者同士が近親者でないこと

#### (1) 成年に達していること

満18歳以上の人

#### (2) 少なくともどちらか1人が浜松市民であること(転入予定を含む)

2人のうち、少なくともどちらか1人が浜松市内に住民票があれば宣誓できます。また、 2人とも市外に住んでいても、少なくとも1人が市内への転入を予定している場合は宣誓 することができます。ただし、転入予定の場合は、浜松市への転入を予定していることが 分かる書類が必要です。

#### (3)配偶者がいないこと

戸籍抄本で確認します。外国籍の人は婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

#### (4) 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと

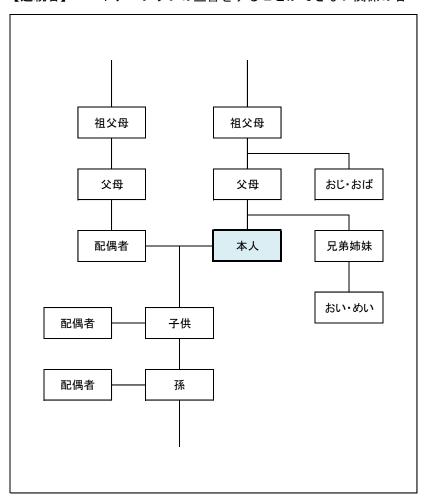
共に宣誓をしようとする人<u>以外の人</u>と、既にパートナーシップの関係がある場合は宣誓できません。パートナーの関係となれるのは1人だけです。

#### (5) 宣誓者同士が近親者でないこと

民法第734条から第736条に定められている婚姻できない関係(直系血族又は三親 等内の傍系血族、若しくは直系姻族)にある場合は宣誓できません。

※パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、 事前にご相談ください(「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組 は対象となりません)。

#### 【近親者】パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者



# 2. 宣誓手続きの流れ

#### ① まずはお互いの意思確認(予約の前に)

- ・パートナーシップとは、<u>互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持っ</u> <u>て協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した二人の関係</u>です。
- ・お互いにパートナーシップの関係であることと、1ページの「宣誓することができる人」の要件を確認してください。

#### ② 事前予約(宣誓したい日の14日前まで)

- ・宣誓したい日の<u>14日前まで</u>に、電話、メール又はホームページ上の 申込フォームで予約をしてください。
  - ※予約状況によりご希望に添えない場合があります。

#### 【予約の際にご連絡いただきたいこと】

- お二人の氏名、生年月日、住所
  - ※通称名で宣誓する場合はその通称名もご連絡ください。※外国籍の人は国籍もご連絡ください。
- 電話番号、メールアドレス(代表者のみ)
- 宣誓希望日時
- ・宣誓できる日時は<u>平日の午前9時から午後4時まで</u>です。 (年末年始の閉庁日は除きます)。
- ・プライバシーに配慮した対応を希望される方には個室をご用意します。予約の際に「個室希望」とお知らせください。

【予約先】市民部 UD·男女共同参画課

T E L : (053) 457-2364E-mail: ud@city. hamamatsu. shizuoka. jp

浜松市公式 WEB サイト 検索「パートナーシップ宣誓制度」

## ③ 事前に用意するもの

次の書類をご用意ください。

- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- 戸籍抄本
- 本人確認ができるもの

#### (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・1人につき1通ずつ(宣誓するお二人が同一世帯の場合はお二人で1通)
- ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・個人番号(マイナンバー)の表示は不要です。
- ・転入予定の人の場合は、<u>浜松市への転入を予定していることが分かる書類</u>を提出してください。(例:転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し等)※事前にご相談ください。
- ・<u>性別記載のない住民票記載事項証明書</u>を希望する場合は、交付窓口の職員へ性別の記載 を省略する旨をお申し出ください。

#### (2) 戸籍抄本

- 1人につき1通ずつ
- ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・外国籍の人の場合は、<u>婚姻要件具備証明書(独身証明書)等</u>の配偶者がいないことが 確認できる書類に**日本語訳を添えて**提出してください。

#### (3) 本人確認ができるもの(いずれも有効期限内のものに限ります)

・顔写真付きのものは1つ、顔写真無しのものは2つ提示してください。

1つ提示(顔写真付き)	2つ提示(顔写真無し)				
・個人番号カード(マイナンバーカード)	・国民健康保険、健康保険、船員保険、				
・運転免許証	介護保険、後期高齢者医療保険の被保				
・在留カード	険者証、共済組合員証				
・パスポート	・年金手帳、年金証書				
・その他、官公署が発行したもの など	・その他、官公署が発行したもの など				

#### 一通称名を使用する場合一

宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名を使用する場合は、その名前を<u>社会生活の中で日常</u>的に使用していることが客観的に分かるもの(通称名が記載されたもの)が2種類必要です。

#### 【通称名が記載されているものの例】

- ・各種郵便物 ・宅配便伝票 ・病院の診察券 ・各種会員証
- ・電気の検針票や請求書 ・ガスの検針票や請求書 ・水道の検針票や請求書
- ・社員証 ・学生証 ・各種名簿
- ・健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者証(戸籍名裏書) など ※その他のものについてはご相談ください。

# ④ パートナーシップの宣誓(宣誓当日)

#### 宣誓の場所:浜松市役所 市民部 UD・男女共同参画課(本館3階 南側)

- ・予約した日時に必要書類を揃えて、必ず宣誓するお二人でお越しください。
- ・パートナーシップ宣誓書は当日、その場で記入していただきます。
- ・戸籍上の氏名ではなく、通称名で宣誓することもできます。ただし、社会 生活の中で日常的に使用しているものに限ります。

# パートナーシップ宣誓書は、宣誓当日に市役所 U D・男女共同参画課で記入していただきます。\_

※宣誓書の用紙は市役所UD・男女共同参画課に用意してあります。

#### 【パートナーシップ宣誓書の記入例】

# (表面)

第1号様式(第4条関係)

(西曆) 2024年 1月 1日

(あて先) 浜松市長

パートナーシップ宣誓書

私たちは、浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、次に掲げる事項を宣誓します。

互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより 共同生活を行うことを約束した関係である。 戸籍上の氏名又は通称名 のいずれかを記入

フリカブナ ハママツ タロウ フリガナ **シズオカ ジロウ** 戸籍上の氏名 又は 浜松 太郎 静岡 次郎 通称名 宣 誓 生年月日 (两部) 1975年 12 月 12 目 (两路) 1980年 10 月 10 目 耆 静岡市葵区追手町9-6 浜松市中央区元城町103-2 住 所

宣誓時点の住民票上の 住所を記入(転入予定の 人は転入前の住所)

宣誓書受領証等への氏名の 記載については、次の3つの パターンがあります。

戸籍名のみ

戸籍上の氏名

又は 通称名

1、筆者

- 通称名のみ
- ・通称名と戸籍名の併記

通称名で宣誓する人は、戸 籍上の氏名を「併記する」又 は「併記しない」にチェック してください。

宣誓の要件を確認してチェック

		ての確認書		(裏面	面)			
			宣誓	者				
戸籍上の氏名 ※外国籍の人の場合は それに準ずるもの		浜松 花子			静岡 次郎			
通称名		浜松	太郎					
通称名を使用する場合の 宣誓書受領証等への戸籍 上の氏名の併記		□併記する □併記しない			□併記する	□併	弁記 した	ZV )
1	筆の場合 の理由							
1	伝入予定 の場合	(転入予定日)	年 月	日	(転入予定日)	年	月	日
電話番号		053-	457-	••••	054-	221	- •	•••
メールアト゛レス		**** @ ****. ne. jp			**** @ ****. ne. jp			
確	第3条第1号	<b>じ</b> 成年に達している			L 成年に達している			
認事項	第3条第2号	□市内在住 □転入予定	□市外在住		□市内在住 □転入予定	世市外	在住	
(i)	第3条第3号	世配偶者がいない		止配偶者がいない				
ノして	第3条第4号	世他の者とパートナーシップの 関係がない		<ul><li>他の者とパートナーシップの</li><li>関係がない</li></ul>				
てください)	第3条第5号	<ul><li>お互い近親者ではない(直系血族、三親等内の傍系血族及び直系蝴族ではない)</li><li>□パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより近鬼者となった</li></ul>			□ は これ近親者ではない (直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族ではない) □ パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより近親者となった			
		スワけ1 アいたっ	レに上り近朝老り	ナカット	スマロー ていた	- bir bin	正朝老し:	trot

#### ⑤ 宣誓書受領証等の受け取り

- ・宣誓書受付後、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣 誓書受領カード」を交付します。
- ・転入予定の人の場合は、転入手続きが完了し、転入後の浜松市の「住民票の 写し」又は「住民票記載事項証明書」をご提出いただいた後で交付します(宣 誓時点でもう1人が市内在住の場合は、その場で交付します)。
  - ※基本的に即日交付しますが、宣誓から宣誓書受領証等の交付までに 1時間程度かかります。また、要件確認や宣誓書受領証等の作成の ため、後日交付となる場合があります。

【パートナーシップ宣誓書受領証】 (A4サイズ)

【パートナーシップ宣誓書受領カード】 (運転免許証サイズ)



#### (表面)

パートナーシップ宣誓書受領カード

浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に 基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓日 年 月 日 【第 宣誓者 [本人] [パートナー]

> ( 年 月 日生) ( 年 月 日生)

印 年 月 日 浜松市長

#### この宣誓書受領カードを提示された方へ

浜松市は、一人一人が持つ特性の違いや性の多様性を認め合い、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を目指しています。このカードは、お互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いします。

発行: 浜松市 市民部 UD・男女共同参画課(053)457-2364

特記事項

緊急連絡先 (自由記載)

宣誓書受領証(A4サイズ)と宣誓書受領カード(運転免許証サイズ)はそれ ぞれお一人につき1枚ずつお渡しします。

宣誓書受領カードの裏面に緊急連絡先を記入することができます。

# Ⅲ 宣誓した後について

宣誓書受領証等に関する手続きは次のとおりです。

いずれも本人確認ができるものが必要です(<)P.4参照)。

※市役所UD・男女共同参画課で受付します。手続きの希望日時を事前にご連絡ください。

## 1. 宣誓書受領証等を紛失・汚損した場合

宣誓書受領証と宣誓書受領カードを紛失したり汚したりした場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書を提出していただければ、再交付します。 ※紛失以外の場合は宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してください。

## 2. 氏名・通称名に変更があった場合

改姓・改名等により氏名・通称名に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書を提出してください。**氏名変更の場合は戸籍抄本、通称名変更の場合は変更したことが分かるもの**(�P.4「通称名を使用する場合」参照)が必要です。

※変更届出書には宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してください。差し替えで変更したものをお渡しします。

## 3. 宣誓書受領証等の返還が必要な場合

次の場合にはパートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書に宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付して提出してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 2人とも市外に転出したとき
- (3) その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

#### 一静岡県パートナーシップ宣誓制度との連携についてー

浜松市から静岡県内の他自治体へ転出して静岡県パートナーシップ宣誓制度の宣誓をする場合は、浜松市の宣誓書受領証等の返還と静岡県の宣誓の手続きをまとめて行うことができます。詳しくは、静岡県 男女共同参画課(054-221-3363)へお問い合わせください。

#### 一宣誓書記載内容証明書について一

宣誓書受領証等に通称名のみ記載している人の場合、宣誓証受領証等で戸籍上の氏名を確認することができません。パートナーシップ宣誓書に記載した内容(戸籍上の氏名、通称名、生年月日)を証明する必要がある場合は、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書を提出してください。戸籍上の氏名、通称名、生年月日を記載した宣誓書記載内容証明書を交付します。

# IV よくある質問

#### Q1 対象は同性のパートナーだけですか。

同性パートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。また、性的マイノリティに限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。

#### Q2 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領カード等の交付に費用はかかりません。ただ し、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

#### Q3 区役所でも宣誓できますか。

区役所では宣誓できません。市役所本館3階のUD・男女共同参画課までお越しください。

#### Q4 宣誓の際に個室を利用することはできますか。

プライバシー保護のため個室をご用意することは可能です。事前予約の際に「個室希望」とお申し出ください。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご相談ください。

## Q5 郵便やメールでも宣誓書を受け付けてもらえますか。

郵便やメールでは受付できません。お二人で窓口にお越しいただき、ご本人様に 意思確認をしたうえで、その場で宣誓書に記入していただきます。

## Q6 代理人でも宣誓できますか。

代理人での宣誓はできません。必ずご本人様がお二人で窓口にお越しください。

## Q7 宣誓書の記入は代筆でもよいですか。

障がいや手の怪我など、文字を書くことが困難な場合は、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。

# **Q8** 同居していなくても宣誓できますか。

同居していなくても宣誓できます。

# Q9 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。

パートナーシップの宣誓をしても戸籍の記載は変わりませんが、住民票の続柄を「縁故者」とすることが可能です。詳しくは、お問合せください。

お問合せ先:市民生活課戸籍・住基担当 (053) 457-2834

#### Q10 通称名は使用できますか。

通称名でも宣誓することができます。その際には確認書に戸籍上の氏名を記載していただきますが、宣誓書受領証と宣誓書受領カードには「通称名のみ」又は「通称名と戸籍上の氏名の併記」を選択することができます。ただし、社会生活の中で通称名を日常的に使用していることが分かるもの(2種類)が必要です。

(②P.4「通称名を使用する場合」参照)

#### Q11 外国籍の人でも宣誓できますか。

外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

#### Q12 養子縁組していても宣誓できますか。

パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

# Q13 宣誓書受領証はすぐに交付されますか。

基本的に即日交付しますが、宣誓から宣誓書受領証と宣誓書受領カードの交付までに1時間程度かかります。また、要件確認や宣誓書受領証と宣誓書受領カードの作成のため、後日交付となる場合があります。

# Q14 宣誓書受領証は再交付してもらえますか。

紛失したり、汚してしまった場合、再交付申請書をご提出いただければ再交付します。紛失以外の場合は宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してください。 (②P.7 「宣誓書受領証を紛失・汚損した場合」参照)

## Q15 宣誓書受領証の氏名や通称名を変更することはできますか。

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書に宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してご提出いただければ、記載されている内容を変更して交付します。 (②P.7 「氏名・通称名に変更があった場合」参照)

#### Q16 パートナーと関係を解消した場合はどうすればよいですか。

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。

#### Q17 市外に転出する場合はどうすればよいですか。

2人とも市外に転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書を 提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。

なお、静岡県内の他自治体へ転出して静岡県パートナーシップ宣誓制度の宣誓を する場合は、浜松市の宣誓書受領証等の返還と静岡県の宣誓の手続きをまとめて行 うことができます。詳しくは、静岡県男女共同参画課へお問合せください。

お問合せ先:静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課 054-221-3363

#### Q18 死亡した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。

返還していただく必要はありません。ただし、亡くなられた後に再交付申請や変更届により、新たに宣誓書受領証と宣誓書受領カードを発行することはできません。

#### Q19 結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。

一緒にパートナーシップの宣誓をした人と結婚した場合は返還していただく必要はありません。ただし、結婚した後で再交付申請や変更届により、新たに宣誓書受領証と宣誓書受領カードを発行することはできません。

なお、一緒に宣誓した人とは別の人と結婚する場合は、パートナーシップ宣誓書 受領証等返還届を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。

# Q20 パートナーシップ宣誓制度と結婚とは、何が違いますか。

市のパートナーシップ宣誓制度は、市の「要綱」に基づいて行われるもので、法 的効力はありません。一方、結婚は法律に基づき行われるもので、相続などの財産上 の権利や税金の控除、扶養義務等の様々な権利や義務が発生します。

# Q21 パートナーシップ宣誓書受領証はどこで使えますか。

浜松市及び静岡県において宣誓書受領証と宣誓書受領カードを提示することで利用できる行政サービスは、下記のホームページからご覧いただけます。また、 民間事業者や市民の皆様に対しても、引き続き周知啓発を行っていきます。

なお、市のパートナーシップ宣誓制度は、市の「要綱」に基づいて行われるもので、法的効力はありません。

浜松市パートナーシップ宣誓制度



静岡県パートナーシップ宣誓制度



※民間サービスにつきましては各サービス提供事業者にお問い合わせください。

#### 浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が持つ特性の違いや性の多様性を認め合い、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合う ことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係をいう。
  - (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 成年に達していること。
  - (2) 共に宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
  - (3) 配偶者がいないこと。
  - (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者との間に現にパートナーシップの関係がないこと。
  - (5) 共に宣誓をしようとする者同士が民法(明治29年法律第89号)第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係 (共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている 又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。

(宣誓の方法)

- 第4条 宣誓をしようとする者は、職員の面前において自署したパートナーシップ宣誓書 (第1号様式。以下「宣誓書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の宣誓書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)(市内への転入を予定している者(以下「転入予定者」という。)にあっては、次に定める書類)
    - ア 市内に住所を有する者と共に宣誓をしようとする場合にあっては、住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。) 又は市内への転入を予定していることを証する書類として市長が認めるもの
    - イ 市内に住所を有しない者と共に宣誓をしようとする場合にあっては、市内への転入を予定していることを証する書類として市長が認めるもの
  - (2) 戸籍抄本(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。) (日本国籍を有していない者にあっては、現に婚姻していないことを証する書類)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 3 市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自署することができないと 認めるときは、双方及び職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。
- 4 宣誓をしようとする者は、宣誓書に通称名(戸籍名以外の呼称で戸籍名に代わるもの として広く通用しているものをいう。)を使用することができる。
- 5 市長は、宣誓をしようとする者(第3項の規定により代筆する者を含む。)が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。
  - (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 在留カード
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、 許可証、資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 6 市長は、宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が前条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、受領印を押印した宣誓書の写しを交付する。 (宣誓書受領証等の交付)
- 第5条 市長は、宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式)及びパートナーシップ宣誓書受領かード(第3号様式)(以下これらを「宣誓書受領証等」という。)を交付する。ただし、宣誓時点において一方が転入予定者である宣誓者(他の一方が市内に住所を有する者である宣誓者を除く。)又は双方が転入予定者である宣誓者に対しては、当該転

入予定者が住民票の写し又は住民票記載事項証明書(市内への転入後のものであって、 その提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)を市長に提出した後に交付する。

2 前条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(宣誓書受領証等の再交付)

- 第6条 前条第1項の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者は、紛失、毀損、汚損等により当該宣誓書受領証等の再交付を受けようとするときは、第8条第1項各号のいずれかに該当する場合(共に宣誓をした者同士が婚姻した場合及び一方が死亡した場合を含む。次条第1項及び第9条第1項において同じ。)を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第4号様式。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出することにより、宣誓書受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により宣誓書受領証等の再交付を受ける場合にあっては、再交付申請書に当該宣誓書受領証等を添えなければならない。
- 2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。 (宣誓書受領証等の変更)
- 第7条 第5条第1項の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者は、改姓又は改名等により宣誓書受領証等の記載事項又は宣誓書に記載した戸籍名に変更が生じたときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書(第5号様式。以下「変更届出書」という。)に宣誓書受領証等及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の提出を要しない。
  - (1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあっては、戸籍抄本(当該改姓又は改名後のものであって、変更届出書の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 市長は、宣誓書受領証等の記載事項に変更が生じたことにより変更届出書の提出があったときは、当該宣誓者に対し、変更後の宣誓書受領証等を交付する。

(宣誓書受領証等の返還)

- 第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が別に定める場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(第6号様式)に当該宣誓書受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の返還を要しない。
  - (1) パートナーシップを解消したとき。
  - (2) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
  - (3) 一方又は双方が第3条第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき (共に宣誓をした者同士が婚姻したときを除く。)。
  - (4) 一方又は双方が宣誓時点において第3条に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。
  - (5) 一方又は双方が宣誓書受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。
- 2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(宣誓書記載内容証明書の交付)

- 第9条 宣誓者は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ 宣誓書記載内容証明書交付申請書(第7号様式)を市長に提出することにより、パート ナーシップ宣誓書記載内容証明書(第8号様式)の交付を受けることができる。
- 2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。 (市民及び事業者への周知及び啓発)
- 第10条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップの宣誓の 取扱いの制度(以下「制度」という。)及びその趣旨を理解するとともに、その社会活 動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発 に努めるものとする。

(他の地方公共団体との連携)

- 第11条 市長は、制度の利便性の向上を図るため、他の地方公共団体と連携することができる。この場合において、当該連携に関し必要な事項は、別に定める。 (細目)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な 事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



パートナーシップ宣誓制度ガイドブック

2020年2月 発行 (2024年4月 改訂)

浜松市役所 市民部 UD•男女共同参画課

静岡県浜松市中央区元城町103番地の2

TEL:(053) 457-2364 FAX:(053) 457-2750

E-mail: ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp